平成２１年（フ）第１４７１号
東京都八王子市横川町108番地横川町住宅５―101
債務者　金井　政司
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９５１４号
大阪府東大阪市横枕６番10号　405号
債務者　井上　孝雄
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後１時30分　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６１１号
大阪府東大阪市若江南町４丁目６番８号
債務者　郷良　伸夫
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後１時30分　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２３０７９号
東京都品川区二葉１丁目７―17　ライオンズハイツＥ２－３土屋方
債務者　本村　博保
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０８０号
東京都品川区二葉１丁目７―17　ライオンズハイツＥ２－３土屋方
債務者　本村　直美（旧姓土屋）
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３１７７号
東京都板橋区高島平７丁目31―３―108
債務者　清水　弘子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３２５８号
神奈川県横浜市金沢区西柴１丁目24―１―206
債務者　辻　真由美
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３２５９号
東京都江戸川区小松川１丁目２―１―812
債務者　坂本　宏
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３２６０号
東京都小平市上水本町６丁目９―２―202
債務者　菅野　弘美
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３２６３号
埼玉県川口市並木３丁目17―５―407　西川口パインマンションⅡ
債務者　杉本　直美
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後１時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６１７号
東京都世田谷区上野毛１丁目18―６―101
債務者　大川　義之
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月４日午後４時　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５３号
石川県珠洲市飯田町29部８番地
債務者　浜田　玲子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月４日午後１時10分　金沢地方裁判所輪島支部

平成２１年（フ）第２３２１８号
東京都杉並区下井草１丁目７―15
債務者　大友　順吉
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後１時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４０５号
東京都板橋区蓮沼町53番１―302号蓮沼ハイツ
債務者　田中　　歩
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４０８号
東京都足立区舎人５―４―20コーポ平柳201、住民票上の住所東京都足立区江北６丁目30番19―105号
債務者　遠藤　　佳
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部